

令和4年第2回下仁田町議会定例会会議録第2号（3日）

招集年月日	令和4年6月2日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年6月2日午前10時00分				議長	島崎 紘一		
	閉会	令和4年6月10日午前10時13分				議長	島崎 紘一		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 12名	1	小井土 光 弘	○	○	7	佐藤 博 博	○	○	
不応招 0名	2	大手 博 幸	○	○	8	千野 榮 治	○	○	
出席 12名	3	佐々木 信 也	○	○	9	島崎 紘 一	○	○	
欠席 0名	4	岡田 邦 敏	○	○	10	堀口 博 志	○	○	
欠員 0名	5	木暮 弘 元	○	○	11	岡田 武 二	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩崎 正 春	○	○	12	佐藤 公 夫	○	○	
会議録署名議員	1番	小井土 光 弘	2番		大手 博 幸				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	佐藤 正 明			書記	佐藤 里 奈			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男			福祉課 長	猪野 ともえ			
	教 育 長	茂 木 学			保健課 長	岩井 収			
	総務課 長	岡野 均			農林課 長	佐藤 圭 司			
	企画課 長	神戸 領 栄			商工観光課 長	林 光 一			
	住民税務課 長	下山 光 一			建設水道課 長	荻野 文 昭			
	会計課 長	岡野 宏 巳			教育課 長	竹内 誠			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第2号 令和3年度下仁田町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和3年度下仁田町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 2 第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町固定資産評価員の選任について）
- 3 第35号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例の一部を改正する条例）
- 4 第36号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 5 第37号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第7号））
- 6 第38号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号））
- 7 第39号議案 下仁田町教育委員会教育長の任命について
- 8 第40号議案 下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 9 第41号議案 町道路線の変更について
- 10 第42号議案 町道路線の認定について
- 11 第43号議案 財産の処分について
- 12 第44号議案 令和4年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）
- 13 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度を拡充し教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情について

会 議 の 経 過

開 会 令和4年6月3日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 おはようございます。
これからから本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、報告第2号「令和3年度下仁田町繰越明許費繰越計

算書の報告について」を、総務課長に報告を求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、報告第2号をご報告いたします。

報告第2号 令和3年度下仁田町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度下仁田町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

令和3年度下仁田町繰越明許費繰越計算書。

一般会計です。

款の区分と事業名、繰越額を申し上げます。

2款総務費、ネットワークシステム維持管理費96万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金4,080万円、住民基本台帳管理264万円、8款土木費、橋梁維持管理1,790万円、河川改良費1,003万円、合計2億7,029万1,000円で、うち翌年度繰越額7,233万円。

財源内訳は、未収入特定財源の国・県支出金4,933万1,000円、地方債1,850万円、一般財源449万9,000円です。

以上、ご報告いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、報告第3号「令和3年度下仁田町事故繰越し繰越計算書の報告について」を、総務課長に報告を求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、報告第3号をご報告いたします。

報告第3号 令和3年度下仁田町事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度下仁田町事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

令和3年度下仁田町事故繰越し繰越計算書。

一般会計です。

款の区分と事業名、翌年度繰越額を申し上げます。

9款消防費、防災対策費（繰越）、翌年度繰越額が395万1,000円、財源内訳は、既収入特定財源が起債390万円、一般財源5万1,000円

です。

以上ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 以上で報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時05分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎紘一 次に、日程第2、第34号議案「専決処分の承認を求めることについて（下仁田町固定資産評価員の選任について）」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、第34号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第34号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町固定資産評価員の選任についてを専決処分する。

令和4年4月1日、下仁田町長 原秀男。

下仁田町固定資産評価員の選任について。

下仁田町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、下山光一、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。

令和4年4月1日、下仁田町長 原秀男。

理由ですが、人事異動により、令和4年4月1日付で選任する必要が生じたためでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第34号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時08分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、第35号議案「専決処分の承認を求めることについて(下仁田町税条例の一部を改正する条例)」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(下山光一住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 下山光一 命によりまして、第35号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第35号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和4年3月31日、下仁田町長 原秀男。

理由、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日にそれぞれ公布されたこと等に伴い、関連する下仁田町税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町税条例の一部を改正する条例。

下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第35号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第35号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第4、第36号議案「専決処分の承認を求めることについて(下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(下山光一住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 下山光一 命によりまして、第36号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第36号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和4年3月31日、下仁田町長 原秀男。

理由、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関連する下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書き中「19万円」を「20万円」に改める。第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則、施行期日、1、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

適用区分、2、この条例による改正後の下仁田町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第36号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第36号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第5、第37号議案「専決処分の承認を求めることについて(令和3年度下仁田町一般会計補正予算(第7号))」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第37号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第37号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第7号）を専決処分する。

令和4年3月31日、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度下仁田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,509万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,762万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。

2款地方譲与税409万7,000円。

3款利子割交付金4万9,000円の減。

4款配当割交付金161万8,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金272万6,000円。

6款法人事業税交付金593万3,000円。

7款地方消費税交付金4,625万1,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金293万9,000円。

9款環境性能割交付金202万3,000円。

10款地方特例交付金962万3,000円。

11款地方交付税7,690万3,000円。

12款交通安全対策特別交付金30万円。

15 款国庫支出金 1,611 万 7,000 円の減。

16 款県支出金 173 万 4,000 円の減。

17 款財産収入 156 万 7,000 円。

18 款寄附金 661 万 3,000 円の減。

19 款繰入金 704 万 8,000 円の減。

21 款諸収入 222 万円の減。

22 款町債 510 万円の減。

歳入合計 54 億 8,252 万 3,000 円に 1 億 1,509 万 9,000 円を追加し、55 億 9,762 万 2,000 円としております。

4 ページをお願いいたします。

歳出です。

2 款総務費 1 億 5,014 万 5,000 円。

3 款民生費 653 万 3,000 円の減。

4 款衛生費 2,306 万 3,000 円の減。

6 款農林水産業費 635 万 6,000 円の減。

7 款商工費 250 万円の減。

8 款土木費 677 万 3,000 円。

10 款教育費 493 万 3,000 円の減。

13 款諸支出金 156 万 6,000 円。

歳出合計 54 億 8,252 万 3,000 円に 1 億 1,509 万 9,000 円を追加し、55 億 9,762 万 2,000 円としております。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正（変更）です。

起債の目的は過疎対策事業債、限度額 9,020 万円から 200 万円を減額し、8,820 万円に。防災対策事業債は、限度額 3,770 万円から 310 万円を減額し、3,460 万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略をさせていただきます。

また、10 ページの 2、歳入、15 ページの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

千野榮治議員

○8番 千野榮治 ちょっと聞いておきたいんですけども、この専決処分、3年度の専決処分は済んだと思うんですけども、この分は、今度の9月の決算議会に出たときに、不用額というのは一切ないんですよね。それだけちょっと教えていただきたいんですけども。出納検査のほうは30日になっていると思うんで、実際的には、その数字的なものはこれで確定ということではないんでしょうかね。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

今回の補正第7号です。3月31日付で補正をさせていただき、専決処分という形でさせていただいております。ただ、出納閉鎖が5月ということで、これからまだ支出する部分もございます。ただ、確定というのではなくて、おおむね見通した、今後必要ではないという部分が、おおむね3月31日現在で先を見て減額しておりますので、全く不用額が出ないということではございません。

○議長 島崎紘一 千野榮治議員

○8番 千野榮治 それがちょっと十分な理解ができなかったんで、それなら3月31日はもったきちっと、5月31日の日付で出してもらえればいいんじゃない、今、6月の議会なんで。そうすれば数字がきちっとなるんじゃない。それが専決処分をしたということじゃないかと。全協でもちょっと聞かせていただいたんですけども、こんなに専決処分の数字が多いというのは、ちょっと今まで気がつかなかったものだから聞いたんですけども、そうすると、まだ要するに完璧な数字じゃないということなんだけれども、専決処分はしたということなんだね。これだけの専決処分をする意味があったのかどうか、ちょっと私も疑問なんで聞かせてもらったんですけども。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 おっしゃるとおり、決算不用額を減らすようにということで、以前よりも監査委員さんご指摘がございました。ですので、3月31日で専決処分をさせて、できるだけ決算に合うような形で専決処分、減額をさせていただいてございます。なぜ3月31日かと申しますと、令和3年度の予算につきましては、4年度になって予算編成をするということではできません。あくまでも単年度予算ということですので、3月31日をもって専決処分をするという形でさせていただいてございます。

(「分かりました」の声あり)

○議長 島崎紘一 ほかに質疑はございますか。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 13ページの財産収入、土地開発基金に属する土地の貸付収入という記載でありますけれども、どこの場所でしょうか。

○議長 島崎紘一 企画課長

○企画課長 神戸領栄 お答えさせていただきます。

13款1項の土地開発基金費の156万6,000円の追加する分の……
（「追加分じゃない」の声あり）

○企画課長 神戸領栄 ごめんなさい。歳入ですね。17款財産収入の分でございますが、この部分は東第2団地での太陽光発電事業に確定しました令和3年度分の土地賃借料が確定しましたので、その増額分でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 もう一度ゆっくり答弁してください。

○議長 島崎紘一 企画課長

○企画課長 神戸領栄 申し訳ございません。

東第2団地での太陽光発電事業の確定した令和3年度分の土地の賃貸借料分でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 既に東第2団地は太陽光発電の設備については専決処分をするんでなくて、少なくとも3月の定例会でこの財産収入の金額は分かっていたはずだと思うんですけれども、いかがです。

○議長 島崎紘一 企画課長

○企画課長 神戸領栄 おっしゃるとおり、3月の議会のほうで、そちらのほうのお話のほうであればよかったところなんです、その後以前計画していたものよりも少しパネルのほうが小さくなっているということもございまして、事業者のほうと詰めまして、少し、多少ですけれども、減額をした部分がございます。確定した部分が遅くなりましたので、その部分のところは年度内にはおさまっておりますが、この専決のほうで金額のほうを整えさせていただいているというところでございます。年度の途中で一度、そちらのほうのお話のほうは皆様のほうにお示しをしております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 パネルの設置枚数が少なくなったと、土地の貸付けも少なくなったんですか。

○議長 島崎紘一 企画課長

- 企画課長 神戸領栄 はい、そのとおりでございます。
- 議長 島崎紘一 佐藤公夫さん
- 12番 佐藤公夫 パネルの設置枚数が少なくなったから、土地の貸付けも少なくなりました。こんなでたらめな行政はありませんよ。少なくとも、どういうふうにご利用するんですか。
- 議長 島崎紘一 企画課長
- 企画課長 神戸領栄 そちらのほうのお話もほうも、一応議会のほうでお示しをしておりますけれども、計画していたもののところのパネルを、少し住民の方からお話のほうもございまして避けてくれというようなお話もございました。それと、一部水路の近くのところがございまして、そこも避けろということでパネルのほうの面積が少なくなっているところでございますが、それは年度中のほうで事業者とお話は詰めましたところですので、それに合わせて減額をさせていただいたところでございます。
- 議長 島崎紘一 佐藤公夫さん
- 12番 佐藤公夫 町の貴重な財産を運用するんだから、もうちょっと慎重に議会に質問をされないような整理をしといてください。
- 議長 島崎紘一 企画課長
- 企画課長 神戸領栄 はい、了解しました。年度の途中で、一応は皆様のほうにお示しのほうはさせていただきましたが、もう少し丁寧に説明のほうをさせていただきたいと思っております。
- 議長 島崎紘一 ほかにございますか。
佐藤公夫さん
- 12番 佐藤公夫 今回の専決処分で森林環境譲与税基金は総額幾らになりますか。
- 議長 島崎紘一 農林課長
- 農林課長 佐藤圭司 令和3年度末で4,724万7,000円です。
- 議長 島崎紘一 佐藤公夫さん
- 12番 佐藤公夫 譲与税だから、森林環境に、基金に積み立てるのが目的でなくて、もう少し森林関係の仕事、業務をしているところに、特に全部使い切るくらいの方策を考える。それというのが、俗に言うノーカーボンということで、いかに森林が炭素を吸収することであるかということ十分承知していると思うんで、できるだけ基金に積立ないで森林整備に充てるようにしてもらいたいと思っております。
- 議長 島崎紘一 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 佐藤公夫議員がおっしゃったとおり、もちろん森林整備のほか、人材育成、担い手の確保、木材の利用、普及啓発、そういった全体に取り組んでいきたいと思えます。

○議長 島崎紘一 ほかに質疑ございますか。
(発言する声なし)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して、討論に入ります。
討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。
第37号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第37号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第38号議案「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第38号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第38号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分する。

令和4年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いします。

令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,818万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金 19万円の減。

2 款使用料及び手数料 3万8,000円の減。

4 款県支出金 8万4,000円の減。

6 款繰入金 30万4,000円の減。

9 款町債 40万円の減。

歳入合計 6,920万2,000円から101万6,000円を減額し、6,818万6,000円としております。

歳出。

1 款浄化槽事業費 101万2,000円の減。

2 款公債費 4,000円の減。

歳出合計 6,920万2,000円から101万6,000円を減額し、6,818万6,000円としております。

次ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございますが、起債の目的と限度額を申し上げます。

浄化槽施設設置事業（下水道事業債）は、限度額760万円から20万円を減額し、740万円に。浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）は、限度額200万円から20万円を減額し、180万円とし、限度額計960万円から40万円を減額し、920万円にしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで、記載のとおりでございます。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1の総括については、説明を省略させ

ていただきます。

5 ページの 2 の歳入、6 ページの 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明済みでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第 38 号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第 38 号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第 7、第 39 号議案「下仁田町教育委員会教育長の任命について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第 39 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 39 号議案 下仁田町教育委員会教育長の任命について。

下記の者を下仁田町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、里見立夫、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。

令和 4 年 6 月 2 日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、令和 4 年 6 月 30 日付で、下仁田町教育委員会教育長が任期満了となるため、新たに下仁田町教育委員会教育長を任命する必要があるためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第 39 号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第8、第40号議案「下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、第40号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第40号議案 下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年度以後の固定資産税について適用する。ただし、この条例による改正後の下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第2条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、または増設される設備について適用し、令和4年4月1日前に新設され、または増設された設備については、なお従前の例による。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第40号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第9、第41号議案「町道路線の変更について」を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第41号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第41号議案 町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を下記のとおり変更する。

記、路線名町道4132号線、変更前、起点、東野牧字沢口2860番、終点、東野牧字六畝田3300番、幅員1.45メートルから3.75メートル、延長354.08メートル。変更後、起点、東野牧字沢口2860番、終点、東野牧字六畝田3286番5、幅員1.45メートルから8.47メートル、延長407.35メートル。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第41号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第10、第42号議案「町道路線の認定について」を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第42号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第42号議案 町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を下記のとおり認定する。

記、路線名町道2623号線、起点、下仁田字下谷戸571番3、終点、下仁田字下谷戸575番4、幅員4.5メートルから11.17メートル、延長82.75メートル。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第42号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第11、第43号議案「財産の処分について」を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第43号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第43号議案 財産の処分について。

次のとおり財産を処分するため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記、1、処分する財産、所在地、群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧字千ヶ平10803番外21筆、地目、雑種地、原野、面積1万1729平方メートル、2、処分の目的、農村公園の未利用地を売却、3、売払い価格、金1,759万3,500円、4、契約の相手方、群馬県前橋市関根町三丁

目1番地の22、株式会社アイソトープ、代表取締役、吉田正明。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第43号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第12、第44号議案「令和4年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第44号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第44号議案 令和4年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)。

令和4年度下仁田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,184万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,784万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。

15款国庫支出金6,958万4,000円。

19款繰入金5,226万円。

歳入合計48億1,600万円に1億2,184万4,000円を追加し、49億3,784万4,000円としたいとします。

歳出です。

2款総務費8,395万3,000円。

3款民生費282万円。

8款土木費3,507万1,000円。

歳出合計48億1,600万円に1億2,184万4,000円を追加し、49億3,784万4,000円としたいとします。

3ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略をさせていただきます。

また、6ページの2、歳入、7ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、第44号議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

岩崎正春さん

○6番 岩崎正春 7ページの総務費の新型コロナウイルス感染症費で、今年度も下仁田町応援商品券を交付することになりましたけれども、コロナが始まりまして、これで3年連続の商品券の交付ということになりますが、この費用をずっと精査するに当たりまして、過去の令和2年度、3年度の商品券交付の概要と財源を、ちょっと参考のために知りたいので教えていただけますか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 林光一 岩崎議員の質問にお答えいたします。

商品券の実施実績でございますが、令和2年度が1世帯当たり2万円ということで配布額が6,520万円、その他手数料等含めまして、事業費で6,917万3,000円という実績でございます。令和3年度につきましては、今度は1人当たり1万円という配布で、配布額が6,921万円、事業費として7,200万円という実績でございます。

過去2年間実施したわけですが、その財源の内訳については、コロナ対策事業全般の中での一事業ということで、全体の中での財源構成ということで

すので、この個々という部分でいうと、一般財源が出たり出なかったりということでございます。

○議長 島崎紘一 岩崎正春さん

○6番 岩崎正春 はい、分かりました。

今、答弁の中にありましたように、2年度は世帯割で2万円と、3年度は1人当たり1万円ということなんで、今年度は、また世帯割で2万5,000円ということなんだけれども、私からすると2万円でも3万円でもいいような気はするんだけれども、何で2万5,000円になったのかなという、その辺の算出根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 林光一 お答えいたします。

今回、国からの助成ということで6,447万円という支出金に対応になりました。それで、金額的には2万円、3万円、おっしゃるようにそういう選択肢はあったかと思うんですが、コロナ禍における物価高騰の影響により活力が低下している地域経済の活性化、また、町民の生活支援ということが目的で、一定程度、国の支援に追加して町のほうも一般財源を投入し、応援したいとの考えで切りのいい2万5,000円ということで設定をさせていただきました。

○議長 島崎紘一 岩崎正春さん

○6番 岩崎正春 私の肝心の言いたいことは、年度ごとに世帯を対象にしたり1人当たりを対象にしたりという、その辺の判断はどういうふうにしていますか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 林光一 2年間、2年度は世帯、3年度が1人ということで交付を実施したわけですが、今回世帯というのは、これ急な事業だったんで、どちらがいいかという選択あったんですが、2年度、世帯で配ったときに分かりやすいというか、世帯ごとのほうが配布枚数も少なく済むというところで、簡単に配布ができるという形でそういう形を取らせていただきました。

○議長 島崎紘一 岩崎正春さん

○6番 岩崎正春 行政の事務上、より簡便な方法を取りましたというような答弁に聞こえました。この給付額が大きくなるほど世帯を対象にして給付すると、今度は家族が5人とか7人いる家庭に対しては1人当たりの給付額は下がるという、そういう格差が生まれるわけですね。ですから、本来はやはり一人一人、国民、町民が、一人一人が大事な主権者なんで、本来ならば個人個

人、町民一人に給付するほうがよかったかなと思いますけれども、今の課長の答弁だと、より簡便な方法で早く給付したかったというふうにとれたんですけれども、今後は、この後はどういうふうに、この後審議が行われ、採決が行われるか分かりませんが、私の立場上、この事業が執行された後のことも考えなくてはならないので、一応そういう、ここまでの質問にとどめさせていただきますけれども、その辺はより簡便な方法を選んだということでもよろしいですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 林光一 理由として、もう一つ、そうすれば説明させていただきますが、今回の対策の趣旨が、原油価格及び物価高騰の影響によりということが国のほうの姿勢、補助の内容として考えられています。原油価格につきましては、今年度、町のほうとしては燃料交付ということで対応しておりますので、今回この商品券という形になったんですが、原油なり物価高騰というのは、やはり世帯単位でやはり光熱水費を使うだとか、そういうところがございますので、かつ人数というより、人数でも多少は違うんでしょうけれども、やはり基本的には世帯でかかる費用があるのかなというところでの交付という考えもございます。

○議長 島崎紘一 いいですか。ほかに質疑ございますか。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 この事業、議案が可決されたらそれぞれの世帯に何月ぐらいから配布する予定ですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 林光一 なるべく早めに交付をしたいというふうには考えておりますが、周知等もありますし、印刷等の準備もございますので、早くも8月とか9月とか、その辺にはなるかと思っております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 そんな急ぐ必要ないよ。その理由は、電気料金も間もなくぼつぼつ値上がりになる。食料品等の値上げも8月、9月、10月と、そういうふうな今の経済状況であるから、急いで配布しなくも、10月、11月、年末の買物する時分にそれぞれの家庭が使えるように、10月あたりから配布するほうがいいと思いますので、ご提案をしておきます。

○議長 島崎紘一 答弁はいいですか。

(「いいですよ」の声あり)

○議長 島崎紘一 ほかに質疑ございますか。

千野榮治さん

○8番 千野榮治 昨日の全協でちょっと聞いた話の中で、今、商工観光課長が答弁してくれたんだけど、一般財源を今回は1,800万は、この商品券のあれだよ。配布に使うんだよ。1,800万円、一般財源で使うようになっているんだけど、これは商品券だよ。2万5,000円分を出すということで、これの話だよ。その辺ちょっともう一回、再確認させてもらいたいんだけど。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 林光一 そのとおりでございます。事業費が8,288万7,000円のうち、臨時交付金を6,447万円充てますので、1,841万7,000円につきましては一般財源ということでございます。

○議長 島崎紘一 千野榮治さん

○8番 千野榮治 昨日の質問、全協で俺、聞かせてもらったんだけど、これ3回目の何か商品券になっていたんで、1回目のはよく覚えていたんだけど、1万円というのはちょっと記憶に入らなかったんだけど、この2つ合わせても、2万円と1万円をやっても、一般財源は700万使っているけれども、今度2万5,000円にして一般財源は1,800万、それで今の要するに400、300、前に、過去に使ったのが一般財源でちょっと答弁してもらってあれなんだけれども、ここへ何で1,800万なんだ。それ昨日もちょっと、聞かせてもらったんだけど、その辺だけちょっともう一回教えてくれない。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

今回の国からの交付金につきましては、令和4年度の当初予算で、既にコロナ交付金の関係で1億3,000万ほどの事業をさせていただいてございます。内容としましては、先ほどありました原油の関係の給油券であるとか、あと下仁田グルメチケット等の事業、17事業を当初予算で盛り込んでございます。それと、今回の事業も合算に最終的にはなります。今回が約8,000万ほどの事業費でございます。当初予算の事業費と合わせますと、今回が2億1,300万ほど令和4年度で、このコロナ対策の事業を合算でやるという形になります。一般財源につきましては、今回の1,800万と当初の1,400万を合わせますと約3,300万ほどという形になります。

コロナ交付金の特性としましては、あくまでも、もらう限度額が決まっています。それを下回った場合は、全額交付がされないというような部分が

ございます。ですので、ある程度、一般財源もある程度追加をしておいて、全ての事業が100%消化されるというようなこともなかなか難しい部分がございますので、そういうのも含めた部分で追加もしてございます。

また、先ほど商工観光課長が申しましたとおり、今、今後の原油の高騰、また、消費者物価の高騰等も考えられますので、その部分で少しでも一般財源を追加させていただいて、町民の生活を支援していきたいという趣旨で今回、一般財源を1,800万ほど追加させていただいてございます。

○議長 島崎紘一 千野榮治さん

○8番 千野榮治 これですべて終わりますが、だけれども、実際的に商品券2万5,000円で掛ける世帯というのと3,100世帯か、約7,000万ぐらいか、そういうことだよな。そうすると、その1,800万を使ったのは、これだけじゃなくていろいろなものに含まれたということで解釈していいのかな。その辺をちょっと昨日も分からなかったんで、後でその分ちょっと教えてください。書いたものを教えてください。はい、これで結構です。

○議長 島崎紘一 いいですか。ほかに質疑ございますか。

(発言する声なし)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、第44号議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第13、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号「義務教育費国庫負担制度を拡充し教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情について」は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長 島崎紘一 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和4年6月3日 午前11時11分